

一般社団法人福島県薬剤師会役員選任規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第22条の規定に基づく役員を選任に関し公平かつ円滑な選出を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(選出の方法)

第2条 会長及び監事の候補者は、次のいずれかの方法により選出する。

- (1) 役員選任委員会委員の選挙による選出方法
- (2) 役員選任委員会の選考による選出方法
- (3) 推薦による選出方法

(選出方法の決定)

第3条 前条の規定による選出の方法は、会長が役員選任委員会に諮り決定する。

2 役員選任委員会に諮る時期は、役員改選の行われる年の総会の前の役員選任委員会とする。

(役員選任委員会)

第4条 第2条の規定による役員選任委員会（以下「委員会」という）の構成は、次によることとする。

- (1) 委員会の委員長は、委員の互選により決定する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- (3) 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- (4) 委員は、役員改選の行われる年に任期を有する理事及び理事が選任されていない地域薬剤師会・職域部会の長とする。
- (5) 委員の数は、原則として40人以内とする。

(通告)

第5条 会長は、立候補者の氏名及び被推薦者の氏名を役員改選の行われる年の総会の前に開催される理事会までに委員会の委員長に通告するものとする。

第2章 選挙

(選挙による選出方法)

第6条 第2条第1号の規定により選挙による選出を行うときは、立候補の届出を了す

ることとし、その方法は次によることとする。

- (1) 会長及び副会長並びに監事に立候補する者は、別に告示する定めに基づき、前任者の任期が満了する年の2月末日までに文書（別記様式第1号）をもって会長に届け出なければならない。
- (2) 立候補の辞退は、選挙当日でも行うことができる。

（投票の方法）

第7条 投票の方法は、次によることとする。

- (1) 投票は、原則として役員改選の行われる年の総会の前に開催される理事会の当日に行うこととする。
- (2) 投票用紙は会長の定めたものを使用する。（別記様式第2号）
- (3) 選挙は委員会委員の投票により行い、1人一票とする。
- (4) 投票の方法は無記名とし、会長候補者については単記制、監事候補者については定数連記制とする。
- (5) 委員長は、委員の中から選挙立会人2人、開票管理人2人を指名し投票、開票の事務を統轄させる。
- (6) 開票は、投票終了後、各役員ごとに直ちに行う。

（無効投票）

第8条 次の各号の一に該当する投票は無効とする。

- (1) 前条第2号の用紙を用いないもの
- (2) 立候補者以外の氏名を記入したもの
- (3) 定数を越えた氏名を記入したもの
- (4) 白票
- (5) 判読し難いもの
- (6) 定数連記をしないもの

（当選候補者の決定）

- 第9条 第7条の規定による投票の結果、会長には投票総数の過半数を得点した者を、また、監事には取得点数の順位により当選候補者を決定する。
- 2 開票の結果、最下位当選得点数が同数の2人以上の場合には、委員長は同数得点者の中から抽選により当選候補者を決定する。
 - 3 委員長は、当選候補者が決定したときは、総会の議長に報告しなければならない。

第3章 選考

（委員会の選考による候補者の選出方法）

第10条 第2条第2号の規定により選考による候補者の選出を行うときは、次によることとする。

- (1) 委員長は、委員会を開催し候補者を選考する。
- (2) 前号による選考は、原則として役員改選の行われる年の総会の前に開催される理事会の当日に行う。

(選考候補者の決定)

第11条 委員長は、選考した結果候補者が定数であるときは選考候補者を決定し、総会の議長に報告しなければならない。

第4章 推薦

(推薦による候補者の選出)

第12条 第2条第3号の規定により推薦による候補者の選出を行うときは次によることとする。候補者の推薦は、別に告示する定めに基づき、会員の中から、会員3人以上が連署した文書(別記様式第3号)をもって前任者の任期が満了する年の2月末日までに会長に届出を行う。

(推薦候補者の決定)

第13条 委員長は、第5条の規定により通告があったときは委員会を開催し被推薦者がそれぞれの定数に達しているときは、その信任を当該委員会に諮り推薦候補者を決定し、総会の議長に報告しなければならない。

2 被推薦者がそれぞれの定数を越えているときは、第6条から第9条までの規定を準用する。

第5章 その他

(副会長候補者の選出)

第14条 副会長の候補者は、5人のうち1人は病院薬剤師会会長から推薦のあった者をあて、他の4人は第2条各号の規定により選出する。

(理事候補者の選出)

第15条 理事の候補者は、会長が指名、推薦し、その信任を委員会に諮り推薦候補者を決定する。

第16条 通告及び理事候補者の決定については、第5条及び第13条の規定を準用する。

(総会による選任)

第17条 前条までの規定により各役員候補者が選出され、委員長より報告を受けた総会の議長は、これを総会に諮り各役員に選任することの同意を得なければならない。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮り定める。

附 則

- 1 この規程は、平成3年5月27日から施行する。
- 2 委員会の委員長が決定されるまでの間の委員会の招集は会長が行う。
- 3 一部改正 平成6年4月24日改正（第8条・第9条第1項）
- 4 一部改正 平成11年5月22日改正（第4条・第6条・第12条・第15条）
- 5 一部改正 平成21年5月23日改正（第1条・第4条・第6条・第12条・第14条）
- 6 この規程は、一般社団法人福島県薬剤師会への設立の登記の日（平成25年4月1日）より施行する。

付 帯 事 項

第15条の規定による候補者の指名、推薦にあたっては、次の事項に配慮するものとする。

- 1 地域薬剤師会長の意見を聴取すること。
- 2 第二次医療圏から少なくとも1名の候補者を指名または推薦すること

(別記様式第1号)

立 候 補 届

立候補者氏名

私儀 平成 年度一般社団法人福島県薬剤師会役員選挙における 候補者として立候補いたしましたので、経歴表を添えてお届けいたします。

平成 年 月 日

立候補者氏名

印

住 所

所属地域薬剤師会・職域部会

一般社団法人福島県薬剤師会長

殿

(注) 候補者経歴表(別紙(1))を必ず添付すること。

(別記様式第2号) ①

投票用紙

一般社団法人福島県薬剤師会
会長選挙投票



平成 年 月 日執行

一般社団法人福島県薬剤師会 印

(別記様式第2号) ②

投票用紙

一般社団法人福島県薬剤師会
副会長選挙投票
(3名連記投票)

--	--	--

平成 年 月 日執行

一般社団法人福島県薬剤師会 印

(別記様式第2号) ③

投票用紙

一般社団法人福島県薬剤師会
監事選挙投票
(2名連記投票)

--	--

平成 年 月 日執行

一般社団法人福島県薬剤師会 印

(別記様式第3号)

候補者推薦届

被推薦者氏名

上記の者を平成 年 月 日一般社団法人福島県薬剤師会役員選任における 候補者として推薦いたしたく、候補者の承諾書及び経歴表を添えてお届けいたします。

平成 年 月 日

一般社団法人福島県薬剤師会長 殿

会員氏名	印	住所

(注) 候補者経歴表 (別紙(1)) 及び候補者承諾書 (別紙(2)) 必ず添付すること。

(別紙(1))

候補者経歴表

平成 年 月 日現在

ふりがな		男 女	生年 月日	明治
氏名				大正 年 月 日
				昭和
自宅住所				Tel ()
薬局開設又は 勤務先機関名				役職名
所在地				Tel ()
所属地域薬剤 師会・職域部会				
出身校	M・T・S・H 年 月 日卒業			
薬剤師免許証 取得年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	薬剤師名簿登録番号 第 号	
薬剤師会の 関係現職	年 月 日	～現在		
	年 月 日	～現在		
	年 月 日	～現在		
	年 月 日	～現在		
	年 月 日	～現在		
	年 月 日	～現在		
	年 月 日	～現在		
	年 月 日	～現在		
	年 月 日	～現在		
	年 月 日	～現在		

(裏面へつづく)

(別紙(1))

職 歴	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

備 考 欄

(別紙(2))

承 諾 書

候補者氏名

私儀 一般社団法人福島県薬剤師会 候補者として推薦されることを承諾
いたします。

平成 年 月 日

立候補者氏名 印
住 所
所属地域薬剤師会・職域部会

一般社団法人福島県薬剤師会長 殿

(別紙(3))

候 補 者 辞 退 届

候補者氏名

私儀 一般社団法人福島県薬剤師会 に立候補いたしましたが、都合により立候補を辞退いたしますのでお届けいたします。

平成 年 月 日

立候補者氏名 印
住 所
所属地域薬剤師会・職域部会

一般社団法人福島県薬剤師会長 殿